

マージン率等に係る情報公開

株式会社FCN

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を公開します。

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

※令和4年8月末時点

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
27	5	28,264	21,130	25.2%

○マージン率とは
派遣先より株式会社FCNに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残り額がマージンであり、これを派遣料金で除いて得られる率をマージン率といいます。

○マージンに含まれる費用 ←

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
通勤交通費	派遣先までの通勤交通費	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体(求人誌及びインターネット等)
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

2.教育訓練に関する事項

相談窓口: 管理部 TEL: 03-5221-8407

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・各種研修

3.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

- ・協定労働者の範囲 ソフトウェア開発技術者、システム運用管理者
- ・協定書の有効期間終期 令和6年3月31日

4.その他参考と認められる事項

東京都情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられま
※社会保険加入者のみ